

入札公告

次のとおり制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年7月8日

越前市長 平林 透

1 事業概要

越前たけふ駅パーク・アンド・ライド駐車場管理機器整備事業（以下「本事業」という。）は、越前たけふ駅パーク・アンド・ライド駐車場において、ゲート式管理機器、事前精算機、割引認証機、受配電設備等から成る駐車場管理機器の設計および設置を行うものであり、機器選定について専門的な知識と技術力を要する事業である。

駐車場管理機器は、機種や仕様の構成に多様な選択肢が存在し、設計内容が施工方法や完成後の運用性、信頼性、さらには維持管理費用に大きく影響する特性を有している。このため、設計段階と施工段階を分離して発注するよりも、設計と施工を一体として発注し、民間事業者の技術力やノウハウを最大限に活用することにより、効率的で合理的な駐車場管理システム¹を導入することが適切であると判断し、設計・施工一括発注方式を採用するものである。

また、駐車場管理機器の設置工事と管理業務は一体性を有しているため、管理業務に関する事項も技術提案に含めるものとし、技術提案で示された管理費を参考に見積りを徴収し、市の予算の範囲内で随意契約するものとする。

¹ 駐車場管理システムとは、駐車場の入出場管理、満空情報の表示・公表、料金の精算や割引などを自動化し、効率的な運営と利用者の利便性向上を図る仕組みの総称

2 入札に付する事項

(1) 入札

- ア 工事名 越前たけふ駅パーク・アンド・ライド駐車場管理機器設計・設置工事その1～その6（以下「設置工事」という。）
- イ 工事場所 市道第4529号線 越前市大屋町外地係
（越前たけふ駅パーク・アンド・ライド第1～第3駐車場）
- ウ 工種 機械器具設置工事
- エ 工事内容 駐車場管理機器設置工 N = 4基
事前精算機設置工 N = 1基
割引認証機設置工 N = 2基
受配電設備工 1式
※工事対象外の整備施設：区画線標示設置、車止め設置
- オ 工事期間 契約締結日の翌日から令和9年1月14日まで
- カ 設計価格 金57,750,000（税抜）
- キ その他 供用開始日は、令和9年1月15日とする（予定）。

(2) 入札方式

設置工事は、価格のみによる競争ではなく、駐車場管理システムの信頼性、運用性、将来的な維持管理の効率性等を含めた技術提案の内容を総合的に評価し、最も優れた者を落札者として決定する総合評価落札方式で実施するものである。

(3) その他

管理機器設置後の次に掲げる管理業務においては、駐車場管理システムと一体性があることから、技術提案で示された管理費を参考に見積りを徴収し、市の予算の範囲内で随意契約するものとする。

- ア 業務名 越前たけふ駅パーク・アンド・ライド駐車場管理業務
- イ 業務場所 越前市大屋町外地係
（越前たけふ駅パーク・アンド・ライド第1～第3駐車場）
- ウ 業務内容 駐車場管理業務 一式
- エ 業務期間 管理業務契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- オ 予算金額 金2,500,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

カ 備 考 共同事業体で参加する場合は、共同事業体協定書に記載されている管理業務を行う者と随意契約するものとする。

3 入札スケジュール

項 目	日 程
公告	令和 8 年 7 月 8 日 (水)
入札参加申請および技術資料等、設計図書等に関する質問受付期限	令和 8 年 8 月 4 日 (火)
質問に対する回答期限	令和 8 年 8 月 5 日 (水)
入札参加申請および技術資料等の提出期限	令和 8 年 8 月 7 日 (金)
プレゼンテーション及びヒアリング日時 (技術資料等の審査)	令和 8 年 8 月 1 9 日 (水) 予定
入札参加資格確認通知	令和 8 年 8 月 2 4 日 (月)
入札	令和 8 年 8 月 3 1 日 (月)
落札決定通知	令和 8 年 9 月 7 日 (月)
審査結果発表 (公表)	令和 8 年 9 月 7 日 (月)

4 入札参加資格要件

次に掲げる要件「ア～ケ」をすべて満たす法人又は複数の法人によって構成される共同事業体が参加できるものとする。

なお、共同事業体においては代表者と構成員を定め、代表者は設置工事を行う者および工事請負契約を締結する者で参加及び事業に必要な諸手続き等を一貫して担当するものとする。また、代表者及び構成員は次に掲げる要件「ア～オ、コ」を満たし、代表者は要件「キ、ケ」を満たし、代表者または構成員のいずれかは要件「カ、ク」を満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該

当しない者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ウ 福井県及び越前市において指名停止を受けている期間中でない者であること。

エ 暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。

オ 市町村民税並びに国税及び都道府県民税について未納の税額がないこと。

カ 過去10年間に、契約1件あたり100台以上の機械管理によるゲート式駐車場の管理機器設置工事および運営管理業務の実績をそれぞれ有していること。なお、公共事業または民間事業は問わないものとする。

キ 令和8年度越前市指名競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）の「機械器具設置工事」に登載された者又は登載を希望する者（「登載を希望する者」とは、入札参加申請時に建設工事指名競争入札参加資格審査申請書等必要書類を提出し、登載が可能である者をいう。）であること。また、経営事項審査を受けている者であること。

ク 管理業務を行う者は令和8年度越前市指名競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載された者又は登載を希望する者（「登載を希望する者」とは、入札参加申請時に越前市物品購入等指名競争入札資格審査申請書等必要書類を提出し、登載が可能である者をいう。）であること。

ケ 建設業法第26条に規定する監理技術者または主任技術者は3ヶ月以上の継続的な雇用関係があること。

コ 参加できる者は、他の共同事業体の代表者及び構成員となることはできないものとする。また、共同事業体の代表者及び構成員は、他の共同事業体の代表者及び構成員となることではできないものとする。

5 入札参加資格の確認申請

（1）提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の確認を受け

なければならない。

- ア 入札参加資格確認申請書 (様式第2号)
- イ 配置予定の現場代理人、主任技術者等調書 (様式第3号)
- ウ 共同事業体構成員 (共同事業体の場合) (別記様式)
- エ 共同事業体協定書 (共同事業体の場合) (ひな形)
- オ 営業所の専任技術者証明書の写し (専任技術者は現場代理人、主任技術者等になることができない)
- カ 配置予定の監理技術者等の3ヶ月以上の継続的な雇用関係が確認できる書類等の写し
- キ 建設業許可の写し (監理技術者を配置する場合は特定建設業許可の写し)
- ク 申請者の管理機器設置工事实績調書 (様式第4号)
- ケ 申請者の運営管理業務実績調書 (様式第4号-1)
- コ 税 (①市町村民税並びに②国税及び③都道府県民税) に未納がないことを証する書類 (直近1年度分の納税証明書) (応募前3か月以内に発行されたもの)

サ 建設工事指名競争入札参加資格審査申請書 1式

シ 越前市物品購入等指名競争入札参加資格審査申請書 1式

※要件「サ、シ」について、令和8年度越前市指名競争入札参加資格者名簿に登載をしていない者のみ提出が必要であり、提出書類等に不明な点がある場合は契約担当課まで連絡すること)

(参考) 令和8年度指名競争入札等参加資格審査申請について

https://www.city.echizen.lg.jp/office/010/080/keiyakukennsa/kensetsu_koji/nyuusatujyohou/r8shimeinegaishinai-shinai.html

(2) 入札参加申請書等の配布

越前市ホームページにてデータの配布をする。

(3) 入札参加申請書等の受付

申請書等は持参又は郵送により提出するものとする。

ア 受付期間

令和8年7月8日(水)から令和8年8月7日(金)まで

(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)の9時から17時まで

(郵送の場合は必着)

イ 受付場所

越前市 建設部 都市計画課 (公園管理グループ)

〒915-8530 越前市府中一丁目13-7 越前市役所 4階

ウ 提出部数 2部

6 技術資料等の提出

(1) 入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、技術提案を行わなければならない。なお、期限までに技術資料を提出しない者は、入札に参加する事ができない。

ア 技術資料提出書 (様式第1号)

イ 技術提案書(1-1) 混雑緩和の対策 (様式第10号)

ウ 技術提案書(1-2) 混雑緩和の対策 (様式第11号)

エ 技術提案書(1-3) 混雑緩和の対策 (様式第12号)

オ 技術提案書(1-4) 利用者の利便性 (様式第13号)

カ 技術提案書(1-5) 利用者の利便性 (様式第14号)

キ 技術提案書(1-6) 管理運営体制 (様式第15号)

ク 技術提案書(1-7) 維持管理コスト (様式第16号)

(2) 技術資料等の提出期間及び提出場所

技術資料等は持参又は郵便により提出するものとする。

ア 提出期限

令和8年8月7日(金) 17時必着

イ 提出場所

5(3) イと同じ

ウ 提出部数

正本1部 副本5部

7 設計図書等の閲覧について

入札参加者に対して、設計書、図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）を閲覧する。

（1）設計図書等の閲覧

設計図書等は、越前市ホームページ（入札情報）に掲載する。

（2）閲覧期間

令和8年7月8日（水）から令和8年8月31日（月）10時まで

8 質問書の受付

入札参加資格及び当該評価項目、評価基準、設計図書等に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。また、ファックス及び電子メールによる提出の場合は、提出後に電話にて確認を行うこと。

（1）受付期間

令和8年7月8日（水）から令和8年8月4日（火）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の8時30分から17時まで（郵送の場合は必着）

（2）受付場所

5（3）イと同じ

メールアドレス keikaku@city.echizen.lg.jp

（3）回答方法

質問があったときは、その回答書を次のとおり閲覧に供するものとする。

ア 回答期限

令和8年7月8日（水）から令和8年8月5日（水）17時まで

イ 閲覧期間

令和8年7月8日（水）から令和8年8月31日（月）10時まで

ウ 閲覧場所

越前市ホームページ【入札情報】に掲載

9 プレゼンテーションおよびヒアリングの実施

技術提案書を基に、次のとおり審査委員会が評価を行うためのプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を実施する。

（１）日時 令和８年８月１９日（水） 予定

（２）場所 越前市役所 予定

（３）実施方法

ア 出席者（説明者）は、４名以内とする。

イ 原則として各社１５分のプレゼンテーション及び１０分程度のヒアリング（質疑応答）を、順次個別に行う。

ウ プレゼンテーションの内容は提出された技術提案書に基づくものとする。

エ 説明にあたり、説明者は市が用意するパソコン、プロジェクター及びスクリーンを使用することができる。

（４）注意事項

公平性の観点から、技術提案書およびプレゼンテーション資料に入札参加申請者を特定できる社名や個人名、ロゴマーク等は記載しないこと。

10 入札参加資格の確認

（１）入札参加資格確認通知書

令和８年８月２４日（月）付けで通知するものとする。

（２）入札参加資格がない旨の通知を受けた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、市に対してその理由について説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合は、令和８年８月３１日（月）１７時までに書面を持参又は郵送により提出するものとする。

ウ イの書面の提出先は越前市 建設部 都市計画課（公園管理グループ）とする。

エ イの書面の提出があった場合は、市は令和８年９月７日（月）までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

11 入札手続等

(1) 日 時

令和8年8月31日(月)午前10時

(2) 場 所

越前市役所 4階 会議室4-1(越前市府中一丁目13-7)

(3) 入札方法

ア 入札書は、入札の日時に入札場所へ持参して提出するものとし、郵便による送付又は伝送によるものは認めないものとする。

イ 入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を記載すること。

ウ 入札回数は2回を限度とする。

(4) 工事内訳書の提出

ア 入札参加者は、越前市工事内訳書提出指針に基づき、第1回目の入札書の提出時に、入札書とあわせて入札金額に対応した工事費内訳書を提出しなければならない。

イ 落札者は、契約締結までに上記(1)の工事費内訳書と同じ内容の工事費内訳書を工事担当課に提出し、確認を受けること。ただし、第2回の入札を行った場合は、落札額に対応した工事費内訳書とする。

ウ 入札参加資格確認通知を受けた後に入札を辞退するときは、工事費内訳書を提出すること。

(5) その他

入札書の提出に当たっては、入札参加資格確認通知書と入札保証金を納付した場合は、入札保証金の納付が確認できる書類を必ず持参すること。

1.2 総合評価落札方式に関する事項

総合評価落札方式は、下記のとおり行う。

(1) 総合評価の方法

入札参加者は、価格および技術提案をもって入札し、下記の総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者

とする。

(2) 技術提案における評価項目及び評価基準

本事業の技術提案に関する評価項目、評価内容及び評価点数（以下「評価項目等」という。）については、別添「技術提案評価表」のとおりとし、技術資料等の提出書により各評価項目に関する資料の提出を求めるものとする。

(3) 評価値の算出方法

評価値は、標準点（100点）と技術評価点（配点20点）との合計（以下「評価点」という。）を入札価格に応じてイに定める算出方法により算出する。

なお、算出された評価点の小数点第2位を四捨五入する。

ア 標準点

全ての入札者に一律に与えられ数値をいい、その数値は100点とする。

イ 算出方法

- i. 入札価格が基準価格（越前市最低制限価格制度事務処理要領（平成20年1月25日施行）第3条第2項に定める最低制限基準価格の税抜価格とする。以下同じ。）以上の場合

評価値 = 評価点 / 入札価格

- ii. 入札価格が基準価格未満の場合

評価値 = 評価点 / {基準価格 + 3 × (基準価格 - 入札価格)}

※最も評価値の高い者が整数部3桁となるように桁数の調整を行い、評価値は小数点第4位を四捨五入する。

(参考) 越前市最低制限価格に関するホームページ

<https://www.city.echizen.lg.jp/office/010/080/keiyakukensa/saiteiseigen.html>

(4) 失格基準

別添「技術提案評価表」の評価項目（1-1）、（1-2）、（1-3）、（1-4）、（1-5）、（1-6）の合計点が6点未満の者は失格とする。

(5) 落札者の決定方法

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、上記（4）の失格基準には該当せず、上記（3）で算出された評価値が最も高い者を落札者候補とす

る。

イ アにおいて評価値の最も高い者が2者以上あるときは、技術委員の意見を聴取した後、契約担当者が指定する日時及び場所において、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

ウ 落札候補者決定後、学識経験者の意見聴取を行い、落札者を決定するものとする。この場合、落札決定後は速やかに落札者に通知するものとする。

通知日：令和8年9月7日（月）

1.3 非落札者への理由説明

非落札者のうち、落札者の決定の結果に対して不服がある者は、書面により、非落札理由の説明を求めることができる。

ア 令和8年9月14日（月）17時までに書面を持参又は郵送により提出するものとする。

イ アの書面の提出先は越前市 建設部 都市計画課とする。

ウ イの書面の提出があった場合は、市は令和8年9月18日（金）までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

1.4 入札保証金

入札保証金（入札者が見積もった契約金額の100分の5以上の金額）は、越前市契約規則（平成17年越前市規則第54号）第6条から第7条の3までの規定に基づき、入札書提出までに納付又は担保を提供するものとする。ただし、同規則第8条に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。

納付方法は、市発行の納付書にて納付すること。

納入期間：確認通知書受領後から8月28日（金）まで

1.5 技術提案内容の履行の担保

技術評価の対象となった評価項目の履行の担保を図るため、技術評価を行った評価項目について、それらの提案内容が事業実施に当たって十分に履行されていない場合には、履行するように求めるものとする。

また、落札者は別添「越前たけふ駅パーク・アンド・ライド駐車場管理機器整備事業に係る基本協定書」を締結し、管理機器が存する期間において、技術提案内容を履行するものとする。

1.6 参加資格の取消

入札参加資格の確認通知後において、入札参加資格があると認められた者（共同事業者の場合は、代表者もしくは構成員のいずれかの者）が次のいずれかに該当することとなったときは、当該入札参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当するに至ったとき。
- (2) 5(1)に掲げる書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 越前市建設工事等請負業者の指名停止等に関する要領（平成17年10月1日施行）の規定による指名停止又は指名除外措置を受けたとき。

1.7 契約保証金

契約保証金（契約金額の100分の10以上の金額）は、越前市契約規則第25条及び第25条の2の規定に基づき、契約締結日までに納付又は担保等を提供するものとする。

1.8 設置工事の契約

越前市契約規則に基づき、落札決定通知日から10日以内（休日を除く）に工事請負契約を締結する。

1.9 設置工事の支払条件

- (1) 前払い金 有
- (2) 中間前払い 有
- (3) 部分払い 有 履行期間中1回以内とする

2.0 入札の無効

越前市契約規則第15条に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する者のし

た入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格の確認を受けていない者
- (2) 入札参加資格の有無に係る確認の申請において虚偽の申請を行った者
- (3) 開札時点で入札参加資格を欠くに至った者
- (4) 入札公告、現場説明書及び入札心得において示した条件に違反した者
- (5) 公表された設計額を超える価格で入札をした者

2.1 入札の延期等

下記のいずれかに該当するときは、当該入札を延期、中止又は内容を変更するものとする。

- (1) 入札参加資格があると認められるものがいなかったとき。
- (2) 入札参加資格があると認められた者全員が辞退したとき。
- (3) 事故が発生したとき。
- (4) 不正な行為等の疑いにより公正な入札の執行を阻害されるおそれのあるとき又は阻害されたと認めるとき。

2.2 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とし、提出された技術資料は、原則返却しないものとする。
- (3) 提出された技術提案資料は原則、公表を行わないものとするが、本市と落札者との協議の上、公表に関する同意があればこの限りではない。
- (4) 評価結果は、越前市ホームページで公表する。公表する事項は、件名、入札日時、設計価格、落札業者名、入札参加者の入札価格、入札参加者の技術評価点、入札参加者の評価値とする。
- (5) 技術資料に記載された内容については、原則として変更契約の対象としない。ただし、契約締結後、天災その他の不可抗力による条件変更が生じた場合は、契約変更の対象とし、技術資料の記載内容に基づき作成された業務計画の見直しを行うものとする。

(6) 工事の不明な点については、下記まで問い合わせること。

入札担当課	総務部財産管理課 (契約検査室)	電話 0778-22-3062
契約担当課	建設部都市計画課 (公園管理グループ)	電話 0778-22-3012